

1 1 - 3 岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校 P T A 会計事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校 P T A (以下「P T A」という。)の会計事務の取扱いについて定めることにより、会計事務の適正かつ効率的な処理を図ることを目的とする。

(取扱原則)

第2条 P T Aの会計事務は、P T A会長 (以下「会長」という。)が、校長に負託するものとする。
2 負託の条件は、第3条以下に定めるところによる。

(透明性の確保)

第3条 校長は、負託された会計事務 (以下「会計事務」という。)については、常に経理内容の透明性を確保し、誠実かつ適正に処理しなければならない。

2 校長は、会計事務処理の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(校長の責務)

第4条 校長は会計事務の全般について、責任を負う。

2 教頭及び事務長は、会計事務の適正かつ適切な処理について、校長を補佐するものとする。

3 校長は、責任及び役割分担を明確にするため、会計責任者と会計担当者が異なる者となるよう文書で定めなければならない。

(P T A会計運営委員会)

第5条 校長は、本会役員及び教職員を構成員とする「岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校 P T A 会計運営委員会 (以下「運営委員会」という。)」を置き、会の意向に即した適切な会計処理が行われるよう努めなければならない。

(P T A会計契約審査会)

第6条 校長は、本会予算の執行に関する契約事務の適正を期すため、公費に準じ、本会役員及び教職員で構成する「岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校 P T A 会計契約審査会」において、契約事務を審査しなければならない。

(契約)

第7条 随意契約を締結しようとする場合は、公費の取扱いに準じ、原則として2人以上の者から見積書を徴するものとする。

2 160万円を超える備品の購入契約等を締結しようとする場合は、公費の取扱いに準じ、原則として競争入札によるものとする。

(資金前渡・立替払)

第8条 資金前渡及び立替払については、公費の取扱いに準じ、原則としてこれを認めない。ただし、事前に校長の承認を得た場合は、このかぎりではない。

(会計書類等)

第9条 収入・支出に係る事務は文書により起案し、事案ごとに適切な者による決裁を受けることを原則とする。

2 文書の保存期間は、原則15年とする。

3 支出金調書に基づかない預貯金の払出しは、これを認めない。

4 支払いは、公費の取扱いに準じ、原則として口座振替によるものとする。

5 校長及び事務長等は、年に2回以上定期的に出納簿の残高と預貯金通帳の残高を確認し、会長に報告するものとする。

(現金の保管等)

第10条 現金は、金融機関等に会長名義の口座を設け、預貯金通帳等で保管しなければならない。

2 預貯金口座の登録印鑑は、事務長が保管するものとする。

3 預貯金通帳は、事務長等以外の者が管理するものとする。

(財産の管理)

第11条 財産及び備品は、台帳により管理する。

(決算の調整等)

第12条 校長は、年度終了後すみやかに決算(案)を調整し、運営委員会に諮った後、会長に報告するものとする。

(事務の引継)

第13条 会計担当者は、異動があった場合においては、会計事務引継書(別紙第1号様式)を作成のうえ、速やかに後任者に引継ぎをおこなわなければならない。

附 則

この要領は、平成29年4月30日から適用する。

(別紙第1号様式)

平成 年 月 日

岐阜清流高等特別支援学校長 様

引継人 職氏名 _____ 印

引受人 職氏名 _____ 印

立会人 職氏名 _____ 印

会 計 事 務 引 継 書

岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校〇〇〇会計に係る関係諸帳簿等を、次のとおり引き継ぎました。

1 預貯金合計 _____ 円

内訳 普通預金 _____ 円

定期預金 _____ 円

※ 預貯金については、預貯金残高を確認した書類を添付するものとする。

2 現 金 _____ 円

3 金券類等

名称 _____ :

4 関係帳簿

名称 _____ (平成 年 月分～平成 年 月分)

名称 _____ (平成 年 月分～平成 年 月分)

5 関係書類

名称 _____ (平成 年 月分～平成 年 月分)

名称 _____ (平成 年 月分～平成 年 月分)

6 その他